

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
215	下の枠内 ア※② 1行目	<u>直接時断更新</u>	<u>直接時効更新</u>

【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
3	2 利息債権 実線枠内 右記のと おり変更	cf.利息付消費貸借の利息発生日：借主が貸借目的物を受領した日（589Ⅱ・最判昭36.6.6参照）。 ※借主はその日から元本の利用ができるから。契約が成立しても目的物が交付されていない間は、貸主は借主に対して利息の支払を請求できず、借主は貸主に利息を支払う義務を負わない。従来判例を明文化した。	